

平成30年（2018年）6月27日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 福 岡 誠 志

〃 保 実 治

〃 桑 田 典 章

〃 横 光 春 市

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	野 田 聖 子 様
文部科学大臣	林 芳 正 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様

発議第 2 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整等、対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善等の施策が最重要課題である。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地

方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じるよう強く要請するものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月27日

三 次 市 議 会